

○横山参事官 定刻となりましたので、ただいまより第1回「盛土による災害の防止に関する検討会」を開会いたします。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

私、当面司会役を行います、内閣府防災の参事官の横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる会議形式を取らせていただいております。オンラインで御参加の方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただくとともに、できる限りイヤホンの着用をお願いいたします。会場にいらっしゃる方はお手元のマイクのボタンを押してオンにして御発言をいただきまして、御発言後は再度ボタンを押してマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、内閣府防災の担当政策統括官の榊より御挨拶を申し上げます。

○榊政策統括官 内閣府政策統括官防災を担当しております、榊でございます。

盛土による災害の防止に関する検討会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から防災行政の推進等に格別の御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、今般、大変お忙しい中、本検討会の委員の御就任につきまして御快諾をいただきました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

本年7月1日からの大雨は、全国各地に大きな被害をもたらしました。特に静岡県熱海市におきましては、7月3日、大規模な土石流災害が発生し、多くの死傷者が出るなど、甚大な被害が生じたところでございます。

ここに、お亡くなりになった方々に対しまして心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

政府におきましては、できることは全てやるという姿勢の下、本年7月からの大雨に対して、7月30日、緊急に対応すべき施策を取りまとめましたが、その中で今般の熱海市における事案を踏まえ、危険な盛土の総点検を行いますとともに、有識者会議並びに関係府省連絡会議を立ち上げ、全国の危険箇所への対応や土地利用規制など、安全性を確保するために必要な対応策を検討することとしております。

本検討会では、委員の皆様方の専門的知見に基づき、盛土による災害の防止に向けた御議論をいただきたいと考えております。

何とぞ忌憚のない御意見、活発な御議論を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○横山参事官 ありがとうございます。

続きまして、資料1-2、検討会委員名簿を御覧いただければと思います。

座長につきましては、東京工業大学教授の中井委員をお願いをしております。

その他の委員の皆様におかれましては、恐縮でございますが、この名簿をもちまして御紹介に代えさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いたします。

なお、参考資料1、参考資料2があるのですが、そこにあります関係省庁連絡会議に参画している関係府省からもオンライン等で参加しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(報道関係者退室)

○横山参事官 それでは、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

資料1-1にもございますが、事前に御案内したとおり、会議は原則公開とさせていただきます。なお、マスコミの方々には御退室はいただきましたけれども、別室で傍聴いただいております。御留意いただければと思います。

会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者のお名前も記載した形で公表することを予定しております。

また、資料につきましても本検討会終了後に公開することといたしております。

なお、座長の御判断で一部を非公開とする場合もございますけれども、本日については全て公開という予定でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここからの進行は中井座長をお願いしたいと存じますので、座長、よろしくお願いたします。

○中井座長 皆さん、こんにちは。本検討会の座長を務めさせていただきます、東京工業大学の中井と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

本検討会ですけれども、国民の関心も大変高いテーマでございます。検討会として皆さんにしっかり議論していただきまして、実のある結果を出してまいりたいと思っておりますので、御協力どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日、議事が(1)から(8)まで用意されておりますけれども、まずは議題(1)から(7)まで一括して事務局より御説明をいただいた後、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。

本日の進行でございますが、時間が限られておりますので、説明はまず事務局に端的に全体で20分ぐらいで終えていただきますようお願いをいたします。

事務局からの説明の後、委員の皆様からの御意見をお伺いしますが、今回は第1回目と

ということでもございますので、恐縮ですけれども、まずは名簿の順に私から指名させていただき、委員の皆様全員から一通り御意見を伺うこととしたいと思います。委員が私を除きまして本日16名御出席ですので、御発言をお一人3分程度でお願いできればと思いますので、恐縮ですが、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、河野委員、櫻井委員、袖野委員、中島委員におかれましては、次の御予定があり途中退席と伺っておりますので、御発言がある場合には各府省の説明の途中でも結構ですので、チャット機能を使ってお知らせいただければと思います。

また、今の4人の委員のほかにも本日途中退席の予定であるという委員がいらっしゃいましたら、チャットで私まで御連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料1から7まで、御説明を続けてお願いいたします。

○横山参事官 それでは、内閣府防災の横山から、事務局として資料の御説明を始めさせていただきますと思います。

議題(1)の「検討会の設置について」でございますけれども、資料の1-1、1-2という資料を入れてございますが、設置要領につきましては、ポイントの公開等を行うことに関しては先ほども御説明いたしましたので、そのところを御了解いただければと思います。関係府省連絡会議の助けを得ながら内閣府防災で事務局を務めさせていただきます。

資料1-2は名簿でございます。

引き続きまして、議題(2)でございます「熱海市における土石流災害について」でございますけれども、この検討会における検討の契機、きっかけとなりました熱海の土石流被害について現時点で明らかになっている事実関係、これは後ほど御説明することになります論点とも関連いたしますので、簡単に御説明をいたしたいと思います。

なお、この検討会でこの個別案件自体の原因究明や事実関係の確認を行うということではございません。県において検証が進められているところでございます。会の目的としては、これを契機として盛土の災害に起因する防災の観点の議論をしていただきたいという趣旨でございます。

資料2-1を御覧いただきますと、これが7月1日からの大雨に係る支援策を政府として取りまとめた文書の一部でございます。ここに土石流被害を踏まえてこの有識者検討会議や関係省庁連絡会議を立ち上げて政府として対応策を検討するということが定められて、今回の検討会の設置に至っているというものでございます。

資料2-2以降を御覧いただければと思います。県における検証委員会等の場で公表されている事実関係等に基づいて、土石流災害の事実関係を整理しているものでございます。

御案内のとおり、3か月ほど前に伊豆山の逢初川で大きな土石流が発生したということでございます。写真等が入ってございますけれども、発生現場である源頭部、標高390メートル、海岸から2キロ辺りのところから下りまして、被害の写真も載ってございますが、

全長1キロにわたるような被害が出ていると報告されてございます。家屋の被害等も128棟と報告がされているところでございます。

資料2-3を御覧いただければと思います。この検討会における議論とも関連いたしますので、この個別案件において関連する制度がどういう形で関係していたかを整理している資料でございます。

左上に書いてございます静岡県の土採取等規制条例、これが土石流の起点における土地の改変行為においては適用されていたと認識されてございます。2007年の3月頃に市長に届出が行われていた、この際には1ヘクタール未満の行為であるということで届出がされていたという事実が確認されてございます。

その下のほうの箱でございますけれども、森林法が適用される地域森林計画対象の民有林でもあったと認識されてございますが、森林法の規定では本事案のように計画上は1ヘクタール以下のものに関しては許可の対象になっていないということで、当初特段の手続きは行われていなかったという事実が確認されているようでございます。

右側でございますけれども、宅地造成工事規制区域ということで、宅地造成等規制法の網も地域的には当然かかっていたことが確認されているのですが、本事案では宅地造成を行うという前提に立っていなかったということで、許可手続きが行われていなかったのではないかと確認されてございます。

資料2-4をおめくりいただければと思います。市や県で今言及いたしましたものも含めまして本事案に係る指導等がどのように行われていたかの経緯で、現時点で公表されている情報を整理いたしてございます。

下の図を見ていただきまして、土地所有者が変更されておるのですけれども、明確に公表されて分かっているものは、当初の2011年2月までの土地所有者であるA社に対する指導等であるということでございます。2007年の5月に、届出があったわけですが、市からの通報でどうも届出の内容と違う行為が行われているのではないかと、面積が大きいということでございました。そして、県が調査して、県から森林法に基づく指導がされたという経緯があると聞いてございます。

右のほうに移っていただきまして、県の条例に基づく指導等が累次行われていると。

あるいは、真ん中の欄ですけれども、2010年8月には廃棄物が混じていたのではないかと、廃棄物処理法に基づく指導も行われてきたという経緯がございまして、この累次の指導にもかかわらず有効な対応がA社によって行われた形跡がないような事実関係が確認されていると聞いてございます。

私からの御説明は一旦ここで終わらせていただきまして、資料3以下に関しまして、盛土の総点検と建設発生土の現状については、関係省庁を代表いたしまして、国土交通省から御説明いただきたいと思います。

○国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長 国土交通省の公共事業企画調整課長をしております、岩見と申します。

私から議題（３）と（４）について御説明させていただきます。

まず、資料３でございます。

盛土の総点検の進め方でございますが、８月11日、関係府省連絡会議があった翌日になりますが、関係府省としての国土交通省、農水省、林野庁、環境省の連名で、都道府県の知事宛てに総点検の依頼をしているところでございます。

これに基づいて、各都道府県で、その下に書いてありますように重点点検対象エリア及び重点点検箇所ということで①、②、③とありますが、このエリアの中で把握された盛土、その盛土の把握の方法はその下の四角で書いてございますが、許可・届出資料から確認した盛土、それから、国土地理院提供の盛土可能性箇所データから推定される盛土、その他と、重点エリアにあるところの把握された盛土を中心に点検をします。

点検の方法は、一番下の四角にありますように、目視で点検する。①、②、③、④とございますが、そういったところで目視で点検するという流れでございます。

現在の状況につきましては次のページでございまして、四角の２行目に書いてございますように、9月中旬に全国の総点検予定箇所数を集約したところでございまして、それがその下に書いてございますように、全国の総点検予定箇所数といたしまして3万から4万か所、都道府県当たり平均いたしますと約740か所というところでございます。ただ、今後の精査により増減があるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、年内に点検の暫定になりますが、取りまとめを行うというところでございます。

対応方策といたしまして、そこに1)、2)とございますが、危険箇所につきましては事業対応、今後の危険な盛土防止として制度対応、これについて検討していくというところでございます。

続きまして、資料４になります。

まず、建設現場から発生する土について、大きく２種類に分けられるというところでございます。左側にありますのが廃棄物の混じっていない建設発生土です。これにつきましては、資源有効利用促進法に基づきまして、資源ということで再利用するのが基本となっております。

廃棄物が混じっている廃棄物混じり土につきましては、これは廃棄物を分別すれば、取り除けば建設発生土という扱いになるのですが、分別されたものにつきましては廃棄物ということで、これは廃棄物処理法に基づいて処理されるというところでございます。

続きまして、資料４－２になります。

先ほどの２つに分かれた中の建設発生土でございますが、これにつきましては資源有効利用促進法でございまして、1ポツにありますように、事業者または発注者につきましては、副産物でありますところの建設発生土の全部もしくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないと。

元請業者につきましては、1,000立米以上の発生土の工事につきましては、再生資源利用計

画書「実施書」を作成し、1年間保存しなければならないとなっております。

国は、事業者に対し指導・助言、一定規模の事業者に対しては勧告、公表、命令までできるということになっているところでございます。

廃棄物につきましては、(6)で環境省から説明があるというところでございます。

私の説明は以上でございます。

○横山参事官 引き続きまして、議題(5)の関係で「盛土等に関する土地利用規制の現状等について」は、制度所管官庁を代表して国土交通省からこれも御説明していただきます。

○国土交通省都市局都市計画課長 国土交通省都市計画課の堤です。よろしくお願いたします。

私から、盛土に関する規制の現状がどうなっているか、資料5-1に基づきまして御説明させていただきます。

この資料の左端の「地域名」の欄で、5地域プラスそれ以外に分けていますが、土地利用区分に応じてそれぞれどのような法律で規制しているかを一覧にしています。

具体的には次のページですが、まず規制対象です。どういうエリアでどんな行為が規制されているかをまとめています。それぞれの法律で盛土を含めた土地の形質変更が規制されているのですが、法律にはそれぞれ固有の目的がございますので、盛土を行う区域や規模によっては規制の網からこぼれ落ちてくるものが出てくるというのが課題です。先ほど内閣府からも説明がありましたが、熱海の案件では宅地造成に当たらないということで、宅地造成規制区域の中には入っていたのですが、規制の対象外ということでしたし、規模も1ヘクタール未満だったので、森林法の開発許可の対象にもならなかったということがございました。

右端の欄に「産業廃棄物」とありますが、盛土に産業廃棄物が混じっているときには廃掃法に基づいて適切に処理しなければいけないことになっておりまして、これは土地利用区分に関係なく各地域共通のルールとなっております。

次のスライド、安全性確保のための方策ですが、各法律とも盛土に当たっては許可が必要となっております、安全性を確保するための許可基準が設定されています。細かい基準があるのは宅造法と森林法でして、擁壁ですとか排水施設についての技術基準が設けられています。許可をした後に基準どおり安全対策が行われているかをチェックすることが必要になってまいります、施工中には報告徴収や立入検査ができます。工事の後、一番下の段ですが、宅造法と森林法では完了検査の規定が措置されています。

次のスライドに移ります。盛土の安全性に問題があったときに責任の所在がどうなるかということです。これは各法律共通なのですが、違反があったときに、盛土をした人に対して措置命令を発出できることになっております。「盛土をした人」と申し上げましたが、これは表でいうところの2段目です。造成主や開発行為を行う者が該当しますが、法律によっては「盛土をした人」以外の者に対しても命令ができることになっておりまして、例え

ば宅造法では、工事の請負人ですとか土地所有者に対しても命令が出せることになっています。

なお、宅造法だけの規定ですが、一番下でございまして、造成後の宅地についての土地所有者の責務を明記してございまして、宅地を常時安全な状態に維持するように求めているところなんです。

次のスライド、罰則でございまして、無許可で盛土を行った場合ですとか、命令違反した場合の罰則が設置されているのですが、抑止力として十分に機能するかということが重要なんです。どの程度の罰則かは法律によって差がありまして、廃掃法は別といたしまして、森林法と農地法が3年の懲役、罰金300万ということで一番重い罰則になっています。農地法に関しては、それプラス1億円の法人重科がございまして。

次のスライド、法律による規制の状況は、今申し上げたとおりなのですが、資料5-2は、条例による規制がどうなっているかということです。盛土規制をしている条例は都道府県で26あるのですけれども、表の一番上ですが、1県を除いて盛土行為には知事の許可が必要とされています。この許可は法律の規制の隙間を埋めることが目的ですので、森林や宅地みたいな土地利用区分の違いで差はつけていません。一律に規制をしています。さらに対象規模についても、多くの条例では3,000平米以上と設定されてございまして、例えば森林法では1ヘクタールを超えるものが規制の対象ですが、3,000平米以上ということであれば森林法では届かないところも条例で捉えられることとなります。

最後、資料5-3に移りまして、これは自治体からの要望についてですが、町村会、知事会、市長会からそれぞれ要望が寄せられてございまして、要すれば、盛土に関する法制度を整備して全国統一的な基準で規制するようにしてほしいといった声がございまして。

私からは以上です。

○横山参事官 続きまして、産廃の不法投棄対策について、環境省から御説明いただきたいと思っております。

○環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長（代理） 環境省廃棄物規制課の畑澤と申します。

議題（6）の「産業廃棄物の不法投棄対策の概要について」、御説明させていただきます。

資料6になりますけれども、廃棄物処理法に基づく不法投棄事案への対応を一覧でまとめたものとなっております。

前提といたしまして、上のほうにありますとおり、廃棄物処理法上は排出事業者に適正処理責任というものを規定しております。

また、指導監督権限につきましては、都道府県・政令市が持っており、実際に監視等を行っているということになります。

対応についてですけれども、左側にあります未然防止についてなのですが、①「マニフェスト制度の徹底」ということで、こちらで不適正処理の防止に努めているということ、

ここについてはまた後ほど御説明させていただきます。

次に、②の「適正な処理を確保するための対策」、④の「適正な施設の確保」につきましては、処分業の許可制度ですとか、委託契約書の締結義務、また、施設の許可制度等を整備いたしまして、対策に努めているところでございます。

次に、③の「不法投棄等の罰則」についてですが、下にございますとおり、不法投棄につきましては5年以下の懲役または1000万円以下の罰金、法人につきましては3億円以下の罰金ということで厳罰を科しているところでございます。

一番下にございます⑤の「監視の強化」についてでございます。こちらにつきましては、報告徴収・立入検査の規定を設けるとともに、パトロール事業や不法投棄ホットラインといった相談体制の整備等を行うことで監視の強化を図っているところでございます。

次に、右側の不法投棄が起こった場合の支障の除去についてでございます。こちらにつきましては、処理基準・保管基準に違反した事業者等に対しまして改善の命令を出すことができます「改善命令」の規定が⑥でございます。

⑦につきましては、処理基準・保管基準に違反して、さらに生活環境保全上の支障が認められる場合等につきまして、不法投棄等の支障の除去等の措置を命ずることができる「措置命令」という規定になっております。

それに基づきまして、⑧なのですけれども、措置命令に従わない場合、また、原因者等が不明の場合などにつきましては、都道府県等が行政代執行を行うことができる規定、また、原因者等に対して費用請求を行うことができる規定を設けております。

それに伴いまして、⑨の「適正処理推進センターの支援」ですけれども、こちらは行政代執行を行った都道府県等に対する支援制度ということになります。こちらも後ほど説明させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。産業廃棄物のマニフェスト制度の概要についてでございます。

こちらは産業廃棄物の管理票、いわゆるマニフェストを、下の図にありますとおり、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が交付・通知等を行うことによりまして、排出から最終処分までの一連の流れを把握・管理することで、不適正処理の防止に努めるという制度でございます。

下の段にございますとおり、こちらは電子マニフェストということで電子化もされておりました。こちらはマニフェストの記載内容を電子データ化して、3者が情報処理センターを介してネットワーク上でやり取りする仕組みということでございまして、黄色の網掛けで書かれているとおりメリット等がございますので、こちらの活用を推進しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。先ほどお話ししました、不法投棄等の原状回復措置に対する支援制度ということでございます。

行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除



去等事業を実施せざるを得ないケースが生じることとなりますので、そういった都道府県等に対して事業にかかる費用の一部を補助金等により支援する制度になっております。

具体的な事業スキームといたしましては、産業界の皆様から趣旨に御賛同いただいた上で出捐いただいたものと、国からの補助金を資金にいたしまして基金で管理いたします。そこから都道府県等に財政支援を行うという形になっております。

次のスライドをお願いします。このような対応を取りまして、不法投棄の件数、規模につきましては、2000年頃、大体平成9年から12年ぐらいがピークだったかと思うのですが、そういったピークの頃に比べて大きく減少しているということが言えると思います。

私からの説明は以上でございます。

○横山参事官 それでは、最後に資料7で、御議論をいただきたい点について事務局としてお示ししているものを簡単に御紹介したいと思います。

2ページ目、3ページ目に熱海の事例と別の事例も掲げております。こういうものも念頭に置きながら、公共施設に影響を与えているとか、人家に影響を与えているもの、あるいは与えそうなものにアプローチして、しかし、なかなか改善されない事例もほかにも見受けられることも念頭に置きながら整理させていただいてございます。

御議論の前提として、対象として危険な盛土と定性的に申し上げていますが、この辺り、どの辺りを射程にするのか。それから、有効利用すべき土と廃棄物混じりの土の問題をどのように念頭において、取扱いについてどのように考えていくかということ。

2つ目の○でございますけれども、危険な盛土が現実に存在している場合に、どのようなハード・ソフト対策の在り方があるだろうか。速やかに対応を考えるとということと、行為に責任がある方の履行を求めるとということとの兼ね合いとか、しかし、災害は待たなしでございますので、どういう対策が求められるのか。それから、技術的な面も含めて安全性を確保するためにどのような対策が求められるのか。あるいは、総点検では蓋然性が高い部分を確認するわけですが、安全性を確実に確認するための措置がさらに求められていることを念頭に、どのようなことを考えなくてはいけないかということでございます。

それから、危険な盛土を防止するための仕組みの在り方についてでございますけれども、先ほど現行制度の御紹介がありましたが、この辺りについてどのような論点があるかということ。それから、建設発生土で廃棄物がないもの、混じっているものについてどのように考えていくか。それから、盛土に廃棄物が混入されることを防止するにはどのような対策が必要か。それから、法令に違反する悪質な盛土行為を実際に抑止・対処するにはどのような体制が求められるかということが、議論いただきたい点として考えられるのではないかと考えてございます。

簡単ではございますけれども、事務局からの御説明は以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの説明を受けて各委員に御意見を伺いたいと思いますが、中島委員はまだオンライン上におられますでしょうか。抜けられてしまったかもしれないですね。

中島委員からは、チャットで皆様も御覧いただければと思いますが、議事録に残すために読み上げさせていただきます。「委員の中島です。申し訳ありませんが、ここで失礼いたします。1つだけ、再発防止のためには新たに法制度を創設し、盛土行為の防災上の安全確認が必要だと感じます。一方で、現状で危険な盛土を放置することはできないので、何らかの基準を設けて危険性が高いものについては公共的に安全性確保の工事が必要ではないでしょうか。さらに、土砂の有効活用に向けた対策も必要なのではないのでしょうか。」以上でございます。ありがとうございます。

それでは、これから各委員に御意見を伺いたいと思います。恐縮ですが、まずは途中退席予定の方から先に、その後は名簿の順に御指名させていただきますので、繰り返になりますけれども、お一人様3分程度で1回目の発言はまとめていただければと思います。

また、府省側への御質問も多数出るかと思いますが、途中退席予定の委員からの御質問に対しては都度府省側から御回答いただき、それ以外の委員の皆さんからの御質問については、委員の皆様から一通り御発言いただいた後にまとめて御回答をお願いする予定でございますので、その旨、御承知おきいただければと思います。

それでは、順に委員からの御意見を伺いたいと思います。

まずは河野委員、どうぞよろしくお願ひします。

○河野委員 宮崎県知事の河野でございます。ありがとうございます。

地方の立場から、現場の実態を踏まえて意見を申し上げてまいります。

宮崎県では昨年、今年と続けて土砂災害に見舞われておりまして、今年、台風14号が九州北部を通過しておりますときに局所豪雨が発生し、現在宮崎市と日南市を結ぶ国道やJRが不通になっております。昨年は台風10号のときに山間部の椎葉村で土砂災害が発生をして、4名の方が被害に遭われた。これらは盛土に起因するものではないわけではありますが、しっかりと土砂災害の対応を図ってまいりたいと考えております。また、過去にも盛土を原因とする土砂災害は本県では確認をされておられません。

3点申し上げます。

1点目、国からの要請を受けた盛土総点検によりまして、本県では179か所を抽出し、現在現地の点検を行っているところであります。現時点で崩壊などの危険性のある盛土は確認をされておられません。全国平均の740か所と比べますと少なくなっておりますが、大きな開発事業が多く行われる都市部周辺と地方部とでは実態が違うのではないかと感じております。

2点目、予算措置のお願いであります。現地での目視によります盛土総点検ではかなりのマンパワーを要するということとともに、現地の状況によりましては、安全性を確認するために、例えば測量やボーリングなど、より詳細な調査が必要となる場合も想定をされますので、まずは調査に関する費用につきまして、予算措置を国でぜひお願いをしたいと

考えております。

3点目であります。先ほど御紹介のありました盛土等を規制する条例について、本県では定めておりません。既存の各法令に基づく対応を行っております、今のところ問題は発生していない状況にあります。ただ、今回の熱海市のような土石流が発生すると大変な被害になりますので、しっかりと今回を契機に災害防止を進めていくことが非常に重要だと考えております。既に制定されております条例を見ますと、様々な観点から地方の実情を踏まえて条例が制定されているところであって、また、規制の度合いも自治体ごとに異なるようでありますので、全国統一的な基準が必要ではないかと考えております。全国知事会からも法制化によります全国統一の基準、規制を要望しているところでありまして、ぜひ今回の検討会の議論も踏まえて、国で進めていただければと考えております。

私からは以上であります。

○中井座長 河野委員、どうもありがとうございました。

続いて、櫻井委員にお願いできますでしょうか。

○櫻井委員

私からも3点ほど申し上げたいと思うのですが、今回の盛土の規制につきましては、いろいろな各法律について御紹介がありましたけれども、全体として大きな法の空白があるというよりは、既存の法で若干足りないところがあるので、そこを拡張することで現実的には対応可能ではないかというのが私の印象でございます。そうすると、主要な課題は何かというと、もちろん一定の法律改正は必要ではありますが、むしろ既存法の執行の局面といえますか、法執行が一番大きなテーマになるのだろうと考えております。

資料は全体的に罰則にフォーカスが当たり過ぎているところがありまして、罰則というのは違法行為に対する事後的な制裁であって、現にある危険な盛土の扱いについては、必ずしも直接的にアプローチするものではありません。したがって、本筋は措置命令等の行政権限のつくり方、体制も含めてということですが、そこが問題になるのだろうと思います。

熱海の事例では、資料が必ずしも十分ではないのかもしれませんが、どうも行政指導止まりになっているようでして、そうすると、罰則云々という前に、その前提として措置命令を適時適切に発出することがまず求められることとなります。

知事あるいは市町村長の方が法執行を現実に担うことが多いわけですが、土砂災害については当該分野の専門的な知見もないとなかなか行政も活動しにくいだろうと思われまして、ある種の体力というのですか、財力も含めて体力がないと権限行使は実際には難しいので、そうすると、国としてできることは、まず専門技術的な助言をすること、それから、勧告をすること、指示をすることがあり得るし、是正の要求なども設けている法律がたしか農地法にあったかと思いますが、また、緊急時の扱いに関して言うと、国の代行ということも視野に入ってくると考えられます。このあたり、罰則に飛びつかないでそれ以前の行政のところを少し幅広に検討していただくことが必要であろうと思います。

2点目は、条例については御紹介が簡単だったのですが、議論のペーパーですと地方の実情をどうやって反映するのかということもございましたが、法律に根拠のある委任条例にしていくこともあり得ますので、条例についてももう少し丁寧に検討していただきたいと考えております。静岡県土採取規制条例を拝見しましたが、これは昭和50年にできている条例ですが、内容的にはなかなか水準の高いものと拝見しましたが、これは措置命令でいきなり罰則を置いているわけではなくて、措置命令があって、それがうまくいかないと土砂の搬入を停止する停止命令を出すことができ、それについて罰則を置くという二段構えになっており、スキームとしては一段工夫を凝らしたものになっていますが、このあたりは当時の状況からすると水準が高いし、国法よりもむしろ優れているところがあるように思います。

ただ、独自条例なので、この辺が恐らく限界ということになりますので、そうすると法律に根拠のある委任条例にしてあげると代執行が可能になりますので、関連する土砂関係の条例は26あるというお話でしたので、これは立法事実の存在を推測させるケースかと思っております。

3点目は、簡単に申し上げると、建設残土をどうするかという問題ですが、結局のところ、どこかから土を持ってきているという話なので、そのどこかはどこかということについて関心を持たなくてはいけないだろうと思います。元請はもちろん、実は発注者のほうの責任も広い意味では原因者責任という構図になるのだろうと思いますので、そこも含めて事業者、行為者についてどういう行動を取っていただくのが適切かということ、それから、自治体に対してどうするかということについて、環境省の御報告にありましたけれども、支援制度について基金を設けるとかということもありますので、そういうことも含めてオプションを考えていくべきだろうと思います。

以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いては、袖野委員にお願いできますでしょうか。

○袖野委員 芝浦工大の袖野でございます。ありがとうございます。

私からも3点ございます。

1点目が、規制の空白があるというのは問題であろうと思います。特に国民の命に関わるというところで、既存法がありますけれども、各法それぞれの法律の目的がありますので、安全という観点からは、自治体からも要望がありましたとおり、一定規模以上の盛土工事については何らかの全国一律の規制が必要ではないかと感じております。

2点目は、排出者の責任強化でございます。今回の盛土の問題は非常に廃棄物の不法投棄と構造が似ていると見ておまして、廃棄物も昔は不法投棄の厳しい状況があったわけですが、安かろう悪かろうという処理業者のほうに流れていってしまうということで、廃棄物を出す排出事業者に責任強化をずっとやってきたという経緯がございます。残土につきましても、排出者がその適正処理についてしっかり責任を担っていくという点が

今後視点として必要ではないかと思えます。

3点目は、建設現場での分別をしっかりしていくということかと思えます。今回、廃棄物混じりの土とそうでない土という話がございませけれども、廃棄物混じりの土は要は廃棄物ですので、それは廃棄物処理法の枠内でしっかり対応しつつ、廃棄物ではない土が安全ではない形で処理されてしまうという観点に関しては、今は規制の空白があるというところで、土が出てくる現場でしっかり分別を行って、どちらにしても適正処理が必要であるということかと思えます。

建設リサイクル法が施行されて、資材のリサイクル率は非常に上がってきているわけですが、今でも不法投棄というのは建設廃棄物が多くを占めておりますし、建設現場での分別を適正に行うというところでは、立入検査の強化であったり、排出者が残土がきちんと適正処理されたかの確認をする、できるようなシステムの構築といった観点が必要かと思えます。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、ここからは名簿順に戻らせていただきます。

池邊委員、お願いできますでしょうか。

○池邊委員 千葉大学の池邊と申します。

5地域といえますか、先ほど御説明のあった5つの都市地域、森林地域、農地法など、その地域の規制の緩い地域の土地利用を専門としております。そのため、少し厳しい意見というか、実態に基づいた意見を述べさせていただきます。

最初に、安全ではない盛土とはどうなのかというお話がありました。先ほど御説明があったように、環境省さんで把握している不法投棄の問題のある残土に関しましては、ほとんどがかなり高い、場所によっては6メートルぐらいの高さの鋼板塀の中にそういった廃棄物が隠されているというか、そういう状況で何年か置かれている場所は皆さんも御存じかと思えます。

それに比べて、先ほどお話のありました資源として使用できる残土、それから、一番問題なのが廃棄物混じりの残土、今回のものはそれに当たるわけですが、すぐに使用できる残土の場合には使用場所が比較的当初からこれはどこに使うということが決まっている場合も多くありますので、そういう鋼板塀等がなくても数か月あるいは1年以内ぐらいでほかの使用される場所に移設される場合がございませが、産業廃棄物混じりの土というものはそのままでは使えないという条件がございませので、比較的長期に、しかも鋼板塀などは使われずにそのまま放置されることが多くございませ。

先ほど森林法で1ヘクタールというお話がありました、業者さんは皆さんよく御存じのように、法の網をくぐるのがお上手でございませので、1ヘクタール以下でどんどん置いていく。それで800平米など、そういう辺りでちょっとずつ置いていくということをやります。

また、先ほど罰則規定に目が向き過ぎているのではないかというお話がありましたが、皆さん御存じではないかと思いますが、今回の地域は森林法と都市地域のダブルだけの地域でございますが、場所によっては都市地域、森林法、農地法、自然公園法、環境という形で、3つから4つの規制の緩い地域が一緒にかかっている。そうなりますと、要するに、管理の管轄が明確でない地域が日本全国には多数ございます。多くのこういう建設残土というのは、2つから3つあるいは4つの規制の緩い地域に置かれるのがほとんどの場合でございます。今回も報道などでは静岡は緩いというのは有名だみたいな暴言がございましたけれども、静岡に限らずそういった地域は日本全国に多々あると思っていただいたほうが良いと思います。

今回、そういった土地利用の計画規制地域にかかわらず、全地域を調査していただける、こういった内閣府で統合した委員会が開催されることは、非常に意義のあることだと思います。ただ、それができて実態が把握できたからといって、それに対する措置がきちんと行えるのかどうかについては、かなり難しいテクニカルな問題や人的な確保、特に放棄農地や放棄林地の多い場所は、皆さん御存じのように、限界集落になっていたり、人口減のようなところも多く市町村では管理ができません。今回、伊豆山というのはそういう場所ではたまたまなかったということはございますけれども、多くの地域ではそういう地域にも置かれている場合、特に都市地域の郊外地域ですね。すぐに都市地域に土を持っていける郊外地域にそういった場所が多く存在して、そこに置いてある状況が現状になります。

そのため、先ほどの論点の3つ目になりますけれども、今回実態調査をして、それに対して罰則規定あるいは罰則を適用するとしても、実際に土がなくなるわけではございませんので、土は放棄、放置されるわけです。それに対して安全性を確保するためには土留めをすとか、そういった工事をしない限りには防災上の安全性は保たれません。ですから、どのような状態で土が置かれている、そして、それが使用先あるいは使用先に何年後にと、あるいは何か月後に使用できるというものがない土については、ある程度の土留めあるいは鋼板塀等によってきちんとした防災上の措置を行うという形が取られない限り、罰則規定だけを厳しくしてもそれはなくなるのではないかと思います。

以上でございます。

○中井座長 ありがとうございます。

続いて、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 筑波大学の内田です。よろしく申し上げます。

私はふだん土砂災害に関する研究などをさせていただいています。今日もそのような観点から幾つか意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、議論の前提についてです。既に先ほど事務局から御説明いただいた資料の中にもありましたが、例えば資料3の2ページ目の下のほうに、危険箇所の対策というのと今後の危険な盛土の防止の2つに項目を整理された資料がありましたが、恐らくこの2点をちゃんとそれぞれ分けて議論することが重要と思っています。台風も近づいているような状

況ですけれども、現にある危険な盛土、またいつ次に災害があるか分からないような状態のものをまず何とかしてどうするのかという問題と、その上で、将来にわたってそういう盛土が今後どんどん増えていかないようにするためにどう規制するのかという問題は、皆さん、そう考えておられると思うのですけれども、明確に分けて議論したほうが具体的な効果のある対応が取れるようになるのではないかと考えております。

今日ここで議論すべき点として事務局から御説明のあった3点もそういう観点で整理されておられるのかと考えています。そういう整理で言うと、私からどちらかという1点目の現にある危険な盛土をどうすればいいのかということについて、少し土砂災害的な視点から述べさせていただきたいと思っております。

私が少し感じているのは、今回非常に痛ましい災害で、冒頭の御挨拶の中にもありましたけれども、私もお亡くなりになった方や被災された方、また、関係者の皆さんに非常にお見舞いを申し上げたいと思っております。一方で、現在進行中の調査で全国数万か所の盛土があると御報告がありましたが、その全てにおいて同じような危険性があるわけでは決してないと思っております。それが危険な盛土という言い方をされておられるのだと思うのですが、その危険な盛土の中で特に危険なものを選んでいく、見つけていくことが重要だと思います。もちろん危険性のあるものはすべからず対策はいずれ必要かもしれませんが、今、災害が迫ってきているかもしれない中で、言い方は悪いかもしれませんが、余計なものに手を回している間に、重要な箇所の対策が遅れないようにすべきかと思っております。先ほども議論がありましたけれども、予算やマンパワーの限りがある中で、重点的に投資すべきところに予算やマンパワーを割く意味でも、特に危険な盛土をどうやって見つけるか、または逆に一生懸命そういうものを見つけるように頑張っていくことがまず大事なのかと考えています。

恐らくどういうものが特に危険か、いろいろ御意見はあると思うのですけれども、私なりに考えると、規模が大きく崩れてしまうようなおそれの高い盛土で、かつその盛土が崩れた場合に、住宅地であったり、その他インフラに重大な影響を及ぼし、人命や財産に著しい損害を与えるような場所が、まずは対策を急ぐべきではないかというように考えています。そういう観点で既に総点検の中でも土砂災害警戒区域内に位置したり、その上流域に位置するような場所を選ばれる、そういうところを優先的に探すというようにされているのだと思いますが、ぜひそういう観点を明確にして作業を進めていかれるのがいいのかと考えています。

しかし、一旦崩れたときにどういう場所に影響が及ぶのかというのはなかなか推定するのが難しいのではないかと正直思っています。そういう意味では、今後盛土の動きに関する調査などを進めていく必要があると思っておりますが、とはいえ、一方ですぐにでも災害が起こるおそれがあると考えれば、今後の技術開発は必要ですが、それを待っているばかりにもいかなければ、現状、一定程度土砂災害警戒区域のようなものが判断する上での手助けにはなるのかと考えています。盛土をもともと対象につくられたような技術ではない

ですけれども、既にあるものを有効に活用していくというのも対策を進めていく上では重要な視点かと思っております。

まずは私からは以上です。ありがとうございます。

○中井座長 ありがとうございます。

続いて、大関委員、お願いいたします。

○大関委員 ありがとうございます。産総研の大関と申します。

私は太陽光発電の専門なので、その観点のコメントが多いことをあらかじめ御了承ください。

今回の盛土に関しても、太陽光でいえば山地の造成に伴う開発が増加してきていまして、今回でいえば森林法との関係で林地開発許可を取る案件もありますけれども、2012年以降どんどん増えていて、推移を見ても2019年は年間200件を超えたり、面積当たりでいえば全体の半分以上を占めていると認識していますので、一つの開発行為としてはしっかりと捉えていく必要があると思っております。その観点でいえば、今回のような検討会が立ち上がることは非常に業界としても重要なことだと考えております。

1つ前の内田委員がおっしゃったように、今入っているものと今後入っていくものを分ける必要があるというのはおっしゃるとおりだと思っております。今後入っていくもののコメントが多いかもしれませんが、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

太陽光発電の設置に伴って、土砂災害などの懸念も地域とのトラブル等も顕在化してきているというのもあって、しっかりとした基準を持って、しっかりとした設備を開発していくことが大前提として必要だろうと思っております。令和元年には林野庁さんで太陽光の特殊性を鑑みて、例えば流出係数の変更などの運用も検討されてきていて、その基準をしっかりと守るように設計施工をどのようにするかというのはガイドライン等が要ると思いますけれども、基準そのものについてはある程度そろっているのかと認識をしています。

また、太陽光発電ですので、電気事業法も絡んできますけれども、土地があってその上物が工作物とありますので、まずは地盤をしっかりとすることが前提になっていると考えていまして、上物を開発する段階でまたあらかじめ地盤強化が必要かという検討はあると思いますが、そういったところで電気事業法上でも基準はある程度そろっていると。その上でも、結果として土砂流出はしないようだというところの基準も加えてきたというのが昨今のところもありますので、こういったところも整備されてきているのかと思います。もちろんいろいろな技術的な課題があった段階で不断の見直しは必要だと思いますけれども、現状はそのように認識をしています。

規制や基準の関係でいうと、ある土地を利用した事業者や開発行為者が変更になるケースがあると思いますので、それについての対応はある程度考えなければいけないのかと思っております。例えば太陽光でいうと、土地の売買やそのものの工作物、事業を売買するケースがあるということがありまして、実際は民民の契約になってくるので、行政としてどのように対応すればいいかというのは具体的な案を私が持っているわけではありませんが、



少なくともある違反があった土地が事後的に分かった場合に、現所有者がそのまま利用できないようにするというのは一定程度必要なのではないかと思っています。

こういった基準の補完はある程度そろってきていると言いつつも、重要なのは、ほかの委員からもありましたように、行政のエンフォースメントをどう強化していくかということだと思っています。林地開発許可の開発の許可前に始めたりとか、電気事業法の電気設備技術基準の適合に疑義が持たれるような違反行為があるようなものもある程度見えてきているというのがありますので、そういったところをどのようにチェックし、さらには措置命令をしっかりと出していくかということが大きな課題なのだと思います。

当然、行政コストとのバランスがありますので、それを確認するかチェックする人員を増やすというところの方策が一番重要で難しいところだと思いますが、そこはしっかりとやらないといけないと思いますし、今回のようなケースだと、国と地方自治体との関係もありますので、チェックする人と措置命令権限を持つ者がしっかりと連携できるような仕組みが重要なのだと思います。例えばある開発行為がある、どのような規制や手続があるかというのを時系列として、この法令は先に開発行為のときに情報が得られるとか、そういうものがきつとあると思いますので、そういったある開発行為に関しての情報が省庁横断で把握できる、地方自治体も含めて情報をシェアできる仕組みが重要で、それをもって早期の違反の発見や取締りの強化をするようなことが重要なのではないかと思っています。

ここまでは今後のところだと思うのですが、喫緊どうするかというところはなかなか難しいとは思いますが、資料7の論点に沿って言うと、危険な盛土というのは、ほかの委員もおっしゃったように他者加害性があるものということもあって、人命に関わる場所だと思いますので、崩落の可能性があるものとか、人家への影響があるものがまずは重要なのだと思っています。安全を確保するにはどうしたらいいかということですが、しっかりと安全対策は必要で、違反行為に厳格に対応するというところしか結局はないのだと思います。これを今までもやってきていて、難しいところがあって、さらに危険な地域というのは、最終的に公共的な対応も一案必要なのではないかとは個人的には思っています。

最後、質問なのですが、参考資料4の土砂災害特別警戒区域に関して少し教えていただきたいのは、開発行為の制限があるというのは災害特別警戒地区だと思うのですが、これは考え方としては、そういったもので建物等を守るのが原則と思うのですが、例えば図にある赤色がついている部分に工作物を設置するケースは制限がかかっているのかというのは教えていただければと思います。趣旨としては、一番右の急傾斜地のところは赤がかかっていると思うのですが、地滑り地域のところはいわゆる宅地を守るところで赤がかかっていると思うのですが、その上の地滑りができるような斜面は開発行為に入っているのかということの確認です。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

御質問は最後にまとめてお答えいただければと思いますので、担当は回答を御用意いただければと思います。

続いて、大原委員、お願いできますでしょうか。

○大原委員 大原美保と申します。

土木研究所並びに政策研究大学院大学に所属しております。私自身は災害のリスク評価やリスクコミュニケーションなどの研究に携わってきましたので、そのような視点から4点コメントを申し上げます。

1点目は、内田委員もおっしゃっていましたように、対策の優先順位をどのように定めるのが非常に重要でありまして、しかもそれをきちんと説明していくことがまた重要だと思っています。2点目としては、盛土は数が多いので、対策が間に合わないということがあり得ますけれども、その際には豪雨のときなどに近隣の住民にはいち早く率先して早期避難をしてもらったりする必要があります。危険な盛土が分かった時点で近隣の住民にどのようにそれを伝えていくのかということも非常に大きな問題でありますので、そのようなリスクのコミュニケーション方法等についても検討していく必要があろうかと思っています。

3点目としましては、住民に伝えていく際に、住民の不安というのはマルチハザードであるというのは念頭に置く必要があります。今回、熱海の事例から検討をやっていると、どうしても豪雨災害で頭がいっぱいになってしまいますけれども、東日本大震災では丘陵地の宅地造成地で液状化なども起こっていますし、廃棄物からの水質汚染、土壌汚染などもありますから、住民にとって心配はマルチハザードなので、そもそも盛土のリスクは何なのかというのをもう少しきちんと定義した上で、その対策をリストアップしまして、その優先順位をきちんと明示して住民に説明していかないと、住民の方が納得されないのではないかと考えています。

最後に4点目は、今回このように分野横断的な検討会を立ち上げられたことは非常に素晴らしいことであると私も考えます。部署横断的に共通の議論をしていく際には、ある程度のデータベースや共通プラットフォーム的なものが必要になってくるのではないかと考えています。しかしながら、データベースと簡単に言いますが、そもそもの立ち上げや維持管理、更新は非常に大変でして、データベースと軽々しく言うてはいけませんけれども、このような展開を考えますと、情報共有の共通の基盤というのは議論せざるを得ないのではないかと考えております。

以上4点です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いて、勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員 京都大学の勝見です。よろしくお願いいたします。

私は土木工学で建設リサイクルや地盤工学など、土の問題を中心に研究をしてまいりました。ですから、今回土が関わることでこのように大きな痛ましい被害が起こってしまったことは、とても残念に思っています。

また、このことで土に関わる様々な行為、いろいろな行為がございますけれども、よいものも含めて世の中から過剰にネガティブに見られてしまわないかという点も少し危惧があるということがございます。

何人かの委員の先生方が幾つかおっしゃったこともございますので、重なる部分もございますけれども、私から3つほど述べさせていただきたいと思います。

まず、資料7で論点ということでお示しいただいている中の危険な盛土ということがございますけれども、これは2つ目の枠でございます対策の在り方とも関連して考えていく必要があるだろうということで、内田委員、大原委員もおっしゃいましたけれども、優先順位があるだろうということかと思えます。私の中では不適切、不適正な盛土と危険な盛土があって、不適切、不適正な盛土の中に危険な盛土が含まれる。規模も含めて人の命や財産に影響があるもの、それも逃げる猶予も許さず影響を及ぼし得るもの、こういうものについてまず着目していく必要があるのだろうということが、今回この委員会で集まった前提でもあるのだろうという具合に思います。

また、これをどのように評価、定義していくかということもございますけれども、現場によって置かれている環境条件も違うということもございますので、ある程度見るべき観点を整理して臨む必要があると思えますけれども、最終的には現場現場の判断が重要であろうと考えているところでございます。

2つ目、対策についてはどうなのかということもございます。既に何人かの委員の先生方の御発言もございましたけれども、危険な盛土を含む不適切な盛土ということもございますと、行為者による是正が本来だということになりますけれども、現実にはなかなか進んでいないということもございます。このような危険な盛土を放置していることによるリスクというものは、しかし、早期に回避する必要があると思っておりますし、中には一刻の猶予も許さないものも見つかる可能性があるのであれば、そういうものについては何らかの早急な対応が必要だろうとも考えます。

本日の資料では、廃棄物ではございますけれども、不法投棄の原状回復への支援措置のスキームというものも紹介されていて、本来ですと行為者による是正が本来ということでありながら、公共、国などが一定程度負担する枠組みも参考にできるだろうという具合に考えておまして、何らかの形で危険な盛土について公共で対策を講じることについて検討できないものなのかということを感じているところでございます。

特に最近いろいろな災害の激甚化も指摘されていますので、その点も踏まえて安全性の判断、危険であるかどうかの判断、これは最初の論点ともつながりますけれども、それと危険な盛土への対応を進めていくべきだということですし、対応の中には撤去という外科手術的なものだけではなくて、監視、モニタリングといったものも適切に位置づけられるべきだと考えておりますし、あるいは詳細調査もしなければよく分からないということもございます。そういうものも重要だろうと考えております。

ただ、こういうことを公共でということになりますと、どうして公共なのだということ

も言われかねないということもございます。ここについては社会的な理解も必要だろうと思っております。

また、同時に今後このような盛土を生まない仕組みも必要だということで、これが3つ目の論点、私が申し上げたいことにもつながってまいりますけれども、土の利用といえますか、需要と供給というものを見た場合に土の有効利用、いろいろな関係者の努力によって進んできてはいるということもございますが、供給過多になっている点はある程度仕方ないとも思いますけれども、方向性としては供給と需要、できる限りバランスを取っていく、そのために土の有効利用を進めていくことが重要だと考えております。

一方で、土は様々な特性のものがある、使われ方も実は様々だということで、また一方で不確実性もあるということもございますので、単に土を利用することにとどまらず、土をいかに適切に利用するかが重要で、その重要性が関係者の中で、かつ社会的にも現認されていくことが必要なだろうと考えています。土が出るから使うということだけではなくて出ると使うがうまくリンクするようなことを、関連する分野で認識を持っていただいて、もちろんマッチングということでは国交省を中心にされているところではございますけれども、そういうことをより認識を高めていただくということと、それに伴って社会的にも認知していただく必要があると考えております。

以上です。ありがとうございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いて、阪本委員、お願いいたします。

○阪本委員 阪本です。よろしく申し上げます。

私は防災を専門としておりまして、特に災害時の避難について研究していることから、今回の豪雨災害を受けて、盛土のあるところからの避難という観点から3点お伝えしたいと思います。

1点目は、内田委員、大原委員がおっしゃったのと同じなのですが、盛土のうち危険な盛土はどこかを特定して、その情報を早めに公開していく必要がある点です。土砂災害区域でありかつ盛土造成があるところですか、あるいは古い盛土による宅地造成地、上流部に不法投棄がある場合などは、下流部の居住地が危ないので、そういうところは早く指定して、今公表されている盛土造成地マップとしてだけでなく、土砂災害警戒区域と併せての表示を検討して、それをハザードマップに示し公表していく必要があると思います。

2点目なのですが、このような危険な盛土がある地域の避難のタイミングはどうするかを、より具体的に検討する必要があると思います。今回の熱海の豪雨を見ても、高齢者等避難ですとか、あるいは土砂災害警戒情報は出ているタイミングで被害が発生したのですが、とはいえ避難指示は出されていなくて、地域の人も避難に迷ったことがあったのではないかと思います。土砂災害警戒情報プラスもう一つまた別の情報を加えて避難を促すのかどうするか、どのタイミングで避難するか、盛土があるとより崩れやすいのかという点の検証を含めて、検討していく必要があると思います。

3点目ですが、被害が発生した後の土砂除去についても考えていく必要があるのではないかと思います。冒頭、土地利用規制については、様々な省庁が絡む複雑な状況があるというお話でしたが、土砂撤去のタイミングでも複数の省庁に関連する問題が同様に発生してくるのではないかと思います。また、崩れたものが産業廃棄物を含むような盛土であった場合、ボランティア等による土砂除去作業は難しくなるのではないかと思います。そういう災害発生後の対応も含めて検討を進めていただければと思います。

私のほうは以上です。どうもありがとうございました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いて、執印委員、お願いいたします。

○執印委員 執印でございます。よろしくお願いいたします。

私は山地災害というか、そちらの斜面の崩壊に関する研究をやっております、その方面から少し御意見を言っておきます。

まず、論点にもありますけれども、今まで内田先生などいろいろ御指摘されていますが、「危険な盛土」という表現というか、それに優先順位を決めてというのがありますが、そのリスクをどのように評価していくのが非常に問われるかと思うのです。要するに、土砂災害というのは別に盛土だけではありませんけれども、いわゆる自然斜面とか、今まで起きた災害の中で盛土が発生した原因となったものがあるのかないのか。今は熱海のほうで注目されておりますけれども、結果としてそれは不適切であったのか、あるいは適切に処理されているにもかかわらず雨が強くて崩れたのか、そういった評価というか、見直しが必要なのではないかと考えております。

では、どうやって評価するかというか、それはいきなりゼロからやるわけにはいきませんが、今までの災害データベースとかといったものの中からまずは抽出していくことがひょっとしたら、要するに、今までのそれぞれ防災の専門のところからいろいろなデータは必ずありますので、その辺りを土台にしていってはどうかと思います。

もう一つ、この後ろのほうに「課題となる盛土の例」とありますけれども、別に盛土全てが危険なわけではないのですが、これで見ると、事例①や事例②と書いてありますが、事例③は実際に流出した事例がありますけれども、それがどういったときに起きているかといったことの検証がどこかの局面では問われないかということです。その辺りはリスクというか、盛土全てが危ないわけではありませんけれども、盛土のリスクを実際にどのように評価していくかが問われていって、それが法的な整備とか、それにも関連するのことは考えております。

簡単ですけれども、私からは以上となります。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いて、末松委員、お願いいたします。

○末松委員 ありがとうございます。三重県鈴鹿市長の末松則子と申します。

今回、この検討会に参加をするに当たって、基礎自治体として今後どのように携わって

いくか、あるいは今、県が中心的に総点検をやっていただいておりますけれども、今後の市町との連携という立場の中から、また、住民の皆さん方にどのように知らせていくか、具体的に防災の施策、事業にどのように落とし込んでいくかが問われているのではないかと考えておりますので、その立場からの参加になろうかと考えております。

先ほど申し上げたみたいに、現状、盛土による災害防止のための総点検ということで、国から許可・届出資料等から確認した盛土、また、盛土可能性箇所データ、これは国土地理院から提供された盛土について、その他、点検が必要と考える盛土という中で、このところで住民からの通報等で把握した盛土についてということも挙げていただいております。これについて、国から県を通じて総点検ということでもあります。

本市につきましても、現状、数か所でありますけれども、こういった点検をしていただいておりますが、実際には県の皆様方に現地の調査・点検をしていただいております。この前国へ報告したという中では、県にも確認をさせていただきましたが、暫定的に県が中心的に点検をしたところを報告したということでもあります。ですから、この後、先ほど申し上げた3点目の住民からの通報等で把握をした盛土あるいは危険なところが、市町との役割分担をする中で連携を図りながら最終的に確定をしていくのだということになろうかと思っております。

そのような中で少し課題となっておりますのが、法令の適用を受けないところや個別法令という中で全国的な基準がないというところで、県の行政の中でも、課題にもなっておりますが、実際にはそれを行っていく基礎自治体のほうはもっと課題でございまして、関係するところがかなり広い分野に分かれておりますので、どこでどういう基準を持ってどのように把握していけばいいのかというところが少し明確でないというところが、今回のこの検討会も含めて議論をいただいたり、少し全国的な基準を設けていただくとありがたいと思っております。

実は今日も私だけが画面に映っておりますけれども、私の後ろには7名の担当の課がどのようにしていくのだろうということで情報共有をさせていただきながら、この検討会をオブザーバーとして聞かせていただいておりますが、全国の基礎自治体でもそのような状況が発生をするのではないかと考えております。ですから、全国知事会、先ほど宮崎県の知事からもお話がありましたが、全国統一の基準、規制を早急に設けていただきたいということは、全国知事会、それから全国町村会、市長会からも要望があるとおりだと思っております。

次に、条例のお話でございます。土砂、それから、開発行為に対する条例であります。全国的にも都道府県数で26と言われております。三重県もこの中に入っております。この土砂条例については三重県も制定をさせていただいております。この制定をする背景といたしましては、先ほど来たくさん委員の皆様方からお話もありましたかと思っておりますが、まず、それぞれの自治体、市町村の状況が違うという中で、条例をつくっていない地域へ例えば関東方面の建設残土が港を経由して農地造成等の目的で搬入してきている、あるいは

は、個別の法の規制がかからない地域においては廃棄物を撤去した後に建設残土等が搬入をされて急勾配で堆積をされている、そこから崩落をするのではないかというような状況があります。条例を制定することによってこういうところに規制をかけ、監視をしていきながら、対応していくという背景のある中で条例もつくったということもありますし、一方で、反社会的勢力がこのような形の中で廃棄物を多量に捨てていくということもありますので、こちらも条例で対応していかなければならないというような、各市町にとってもそれぞれの事情があります。

今回、三重県のほうでしていただいたところのほかにも、各市町でこの条例をつくっているところもございます。このような中で、今後条例のお話も出てこようかと思えます。法整備の点で非常に重要な問題だと感じておりますので、その点についてもぜひ議論をしていく中で、またそれぞれの地域の事情を御推察いただければ大変ありがたいと思っております。

いずれにしましても、各基礎自治体がしっかりとこのことについて検討していく中で、住民に一番近い立場でありますので、どのような形の中で情報発信ができるか、防災の面で皆さん方に避難をしていただけるようなツールをどのように出せるかが私どもの課題だと考えておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いては、武山委員、お願いいたします。

○武山委員 愛媛大学の武山です。よろしくお願ひいたします。

私は農業土木の農村計画学を専門とする立場から発言をさせていただきます。大きく2点ございます。

1つ目は、もう既に多くの先生方が御指摘になりましたが、土地利用制度の問題、盛土が乗るベースになる土地の問題が見逃せないだろうと思っております。我が国の特に農村部の土地利用制度は、欧米諸国から見ると規制が緩いということは古くから言われている、多くの研究者が指摘するところでありまして、農地や森林といった用途別に規制がかかる、つまり、エリアではなく用途別に規制をかけているという特徴があります。さらには、開発の規制において面積要件を課すと。つまり、具体的には小規模な開発行為については規制がかかっていないことが多いという、この特徴があると思えます。

ですから、現状では農地でも山林でも宅地でもないよという新たな用途が出てきてしまったときに、これに対応する土地利用規制が具体的にない。さらに、面積が小規模であっても周辺の環境にインパクトが大きそうだと、つまり、縦に土が盛られるとか、そういった開発行為に対しては、現状の法規制でコントロールできていない。さらにはそれを、鈴鹿市長からも御指摘がありましたけれども、各地方自治体の皆さんの努力で個別に基準を設けて対処されているというのが現状かと思えます。

ですから、農村地域の土地利用を面的に余すことなく広く規制をかけるような方法を、

ここで一度立ち止まって我々は考える必要があるのだろうと。今までずっと指摘をされてきましたけれども、それを対処できずにそれぞれの個別法の拡大ということで対処してきたその綻びが出てきているのではないかというのが、私が考えているところです。

ですから、本来は農村全体にゾーニングですね。エリアごとに、場所、立地ごとに規制をかけるというような、例えば都市計画区域の用途地域のような考え方で、開発行為を丁寧に規制するような法律を長期的には目指していかなければいけないのだろうと思っています。

これが2点目にはなりますけれども、といたしますのが、現行の法律でとても追いつかないよというのには、当然農村地域の過疎化やコミュニティの衰退という問題があります。かつては農村協働力、つまり、コミュニティの力ですけれども、コミュニティに規範というものがあって、いわゆる相互監視のようなことが利く中で、法の規制を超えた土地利用秩序に対する規制、土地利用秩序を守る力というものが農村地域にあったわけです。しかし、当然過疎化やさらには混住化ということで、この機能は徐々に失われております。そうしますと、これも多くの先生方が御指摘されたことですが、幾ら法規制を強くしようとも、運用は誰がするの、誰が監視をしてコントロールするのというところの問題が残るということもあります。

ですから、少なくとも規制をしっかり強くしていく必要があるだろうと思いますし、さらにはコントロール、パトロールという面では、人が足りないことに対して例えば技術の力で補っていくようなことも新たに考える必要があるだろうと思っています。例えば道路があるところでしか開発行為は起こらないわけですから、道路の監視システムであるとか、状態監視のモニタリングのシステムをうまく使いながら、開発行為を同時にモニタリングしていくような、そういった技術的な対応も新たに考える必要があるだろうと思っています。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

続いて、山脇委員、お願いいたします。

○山脇委員 山脇でございます。

私は廃棄物地盤の斜面安定性等に関する研究に携わってきた者です。その観点から参考意見的なことを申し上げます。

廃棄物地盤につきましては、斜面崩壊事例は東南アジア等の生ごみの埋立てが多いようなところで、度々大雨の後に発生しています。これに対して我が国の廃棄物層、処分場等では、生ごみの埋立てはされていません。そのことから、基本的に水分が少ないこと、それから、土に比べて廃棄物というのはサイズが大きいものですから極めて透水性がよいことや、あるいはごみ同士の絡み合い、焼却灰が埋め立てられているところであれば固結化等によって、層全体が非常に一体化している状況があります。そのことから、基本的に斜面安定性は極めて高いことが分かっております。



実際に、処分場や不法投棄の現場で大規模な崩落事故が発生したというのは、私の知っている限り、1990年代に中部地方で大雨後に、その現場も熱海と同じように斜面に埋め立てたような現場ですけれども、そういうところで発生した1件だけなのではないかと私は認識しています。

それから、世界中のこうした廃棄物層の崩落事例を見ても、崩落現象は地山斜面上を廃棄物層が一体的に滑り落ちるような現象が主で、一部に急勾配、例えば60度とか70度、90度ぐらいに盛られたところとかまぼこが切られるような形で崩壊するような事例はあるのですけれども、今回のような土石流的な崩壊はないのではないかと考えております。

ただ、そうはいっても、盛土も恐らく盛土層と地山とでは密度の差があるということになると、一体的に滑り落ちるようなこともあるのではないかということから考えると、廃棄物地盤と同様に斜面上の盛土は概して危険なのではないかと考えられます。もう一つは、何しろ崩れたときの影響が大きい現場、こういうものは対応が必要なのではないかと考えております。

もう一つ、廃棄物層の崩壊事例が少ない原因として、廃棄物の埋立ての主体は処分場になりますけれども、そこではきちんと技術基準が定められ、許可制度が取られて、自治体の監視、管理の下にあり、そういうことが当然ながら崩壊が少ない原因だろうと考えられますので、盛土についてもそういうことは参考になるのではないかと考えております。

廃棄物混じり土対策については、私も排出段階、現場での徹底が一番重要だと考えております。

以上でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いては、柚木委員、お願いします。

○柚木委員 全国農業会議所の柚木と申します。

私からは、市町村の行政委員会である農業委員会の全国組織という立場で、農地に関する観点を中心に何点かお話しさせていただければと思います。

危険な盛土の対象ということなのですけれども、この資料の中にもございますように、崩壊により生命、それから、人家等に関わるものが基本だと思うわけでありますが、農業生産基盤である農地、それから、農業の施設等についても、そういうものに影響を及ぼすものも対象として考えていく必要があるのではないかと考えております。

また、この農地の関係で、いわゆる農地改良、それから、通常の営農の中で土を盛ったり、堆肥を盛ったりということがあられるわけなのですけれども、そういう盛土等の行為の取扱いについて、この点は危険を及ぼさないものとして、営農上の支障が出ないように一定の規制を考えるとときも留意をする必要があると考えています。

さらに、この農地法に基づいて農地転用許可で農地を農地以外に転用された土地、それから、再生困難ないわゆる荒廃農地と我々は呼んでいますけれども、こういう荒廃農地について非農地判定をした土地については、基本的には農地法の規制が及ばなくなりますの

で、そこに不法投棄とかということのないように、隙間のない規制の目をつくっていくという観点も必要ではないかと思っております。

大きい2点目は、盛土等を行う事業者に対してのいろいろな対応についてです。農地の場合も農地法の一時転用で砂利採取をした後の建設残土の埋め戻しが各地であるわけがあります。その中に廃棄物の混入等の問題も散見されるわけでありまして、この点の対応として、この資料の中にもございますけれども、搬入する土砂の発生場所等の届出、また、定期的な執行状況の報告、さらには水質や土壌の調査といった報告の義務づけも今後は必要になってくるのではないかと思っております。

事業者の方に過大な負担をかけることはいろいろ課題はあろうかと思えますけれども、その点と、それから、法令に違反する悪質な盛土行為を抑止する対策の一つの考え方として、法令に基づいてちゃんと許可を得て対応している場合は、許可を得ているかという許可済みの標識を事業期間中はそこに掲示するといった形で、一定の抑止力が働くのではないかということを考えております。

最後、3点目でございますけれども、盛土について、先ほどもお話がありましたけれども、土地の種別といいますか、宅地や農地、林地、それを横断的に総合的に対応していく新しい一つの仕組みをつくっていくことは非常に大事だと思っております。その中で、一つそういうものを監視するといいますか、点検をする仕組みとして、先ほどもお話がありましたけれども、できるだけ効率的にチェックしていく仕組みをどうつくっていくのかということ。

それから、いろいろ許可を得るための申請の手続等の、窓口をどのようにするのかとか、申請の事務の流れを今は個々の法律の中でそれぞれが対応しているわけですがけれども、その辺の利便性を高めるためにどのような方策があるのかといったこと、これらについては関係省庁なり都道府県や市町村の関係部局の役割分担、連携のための仕組みや体制整備といったことを改めて再確認するといいますか、新しい仕組みをつくっていくことが大事になるのではないかと考えております。

以上、3点でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました。若井委員、どうぞ。

○若井委員 最後になりました、群馬大学の若井といいます。よろしく申し上げます。

私は土木工学分野で専門は地盤工学ということで、本来であればどうやって安全に盛土をつくるか、盛土の危険性はどんなところにあるかということの研究している立場ですから、そういう意味では今回の問題は非常に真剣に受け止めなくてはいけないと思っております。

多くの先生方に既にいろいろなことを御発言いただいておりますので、私はなるべく時間の節約のために、あまり付け加えることがないところははしょって、付け加えさせていただくところを中心にお話をしていきたいと思っております。

まずは、資料7の冒頭に危険な盛土としてどのような対象とするかというお話がございますが、まさに対象とする範囲を決めることが非常に重要でして、途中、勝見委員からも御発言がありまして、不適切な盛土の中に危険な盛土があるというお話がございましたが、とにかく今回の危険かどうかということをチェックしなくてはいけない対象の盛土の範囲を、まずはよく私たちも誤解なく考えなくてはいけないと思います。「盛土」という言葉自体が独り歩きしてしまっていて、盛土であれば全てとといったことになると、対象があまりにも広くなり過ぎて本質を見失いますし、時間もかかるということですので、私たちは一つには規制が適切にかかっていないでつくられたかもしれない盛土を最優先に考えるべきと、ここはぶれないようにしていかななくてはいけないだろうと思います。盛土といっても、私たちの生活圏に本当に星の数ほどあふれていまして、目的に応じて道路や宅地などたくさんありますが、多くのものは基本的に適正な法令に従ってつくられているということですから、その網から外れたものを中心的に見ていくことが必要かと思います。

特に、今回いろいろと話題になっている盛土の一つの特徴は、建設発生土あるいは廃棄物が一部混じっているという報道もありますが、ああいうような盛土についていろいろ抜け道があることが一つと、もう一つは、発生土等について材料についての本質を私たちは見逃してはいけないといったところにポイントがあるかと思います。現実的に考えると、盛土を実際につくるといふところに行ってしまったときには既に安全性をチェックするタイミングにはなくて、恐らく将来そこに土を受け入れることを決めるときに判断しなくてはならない。これは何を意味しているかということ、将来にわたってどういった材料のものがそこに入ってくるかが十分に把握できていない不確実性を持っている段階で、私たちは将来にわたって安全性を担保しなくてはならない、こういった問題があることを忘れてはいけないということです。

ですから、法規制であるとか、いろいろなチェック機能を考えるときにも、こういう将来にわたっての安全性を担保できるようなやり方、それから、いろいろな盛るときの方法とか出来上がりについても、その辺の安全側を見たやり方が必要だろうということが1点目です。

そういう意味でも、2点目として、何人かの先生方からも条例だけでは不十分なので全国的な網をという話もございましたが、私もそのように思いますけれども、もう一つ重要なのは、実際にこうやって盛られてしまった後にそこから対策を打ったり撤去することになると時間もお金も非常にかかりますし、手が回らないことになりますので、規制行為はそれが始まりそうだと、それが着手されるといったことに対して迅速に対応できる枠組みで、即時性、機動性みたいなものが仕組みとしては必要なだろうと思います。

もう一つ、廃棄物がある土、ない土というお話もございましたが、私は先ほど材料の不均一性みたいなお話を申し上げましたけれども、もともと分別をきちんとして廃棄物のありなしを分けて残った土については、廃棄物の処理と残った廃棄物を除かれた土の処理について混同すべきではなくて、異物が入っていることと材料の不均一性をコントロールす

るというのは技術的には大分次元の違う話なので、その辺りをきちんと仕分けして議論していったほうがいいだろうと思います。

さらにもう一つ指摘しておきたいのは、これも何人かの先生方が同様のことをおっしゃったかもしれませんが、とにかく優先順位を決めて早くやらなくてはいけないと。これはスクリーニングということになるかと思いますが、一般的に全国的に多数の箇所数に対して効率的なスクリーニングをやる一つの目標は、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、とにかく見逃してはいけない非常に緊急性の高いものだけを先に見つけるというのがまず一つです。それをまずやりながら、それが終わるまで何もほかはしないのではなくて、同時に、簡素な情報だけでもいいので、どこに何があるかという情報を私たち全体で共有して、それに対してソフト対策も打っていく。要するに、それが例えば早期警戒の方法を変えたり、どこに何があるということに住民の方々がよく御存じであるという状況をつくっていろいろな避難に生かすといったことがあるかと思います。

とにかく、私は地盤工学の分野で盛土造成地の耐震診断等のお手伝いもさせていただいていますけれども、盛土そのものを何かの目的に使う、盛土自身の安全性を議論するときは、どうしても盛土の安全性自体を技術的に評価することになるわけですが、今回の場合はどちらかというところがつくり上がった盛土が周辺に対して影響を及ぼす度合いが大事になってくるので、もらい災害のリスクの大小を基にさっきのスクリーニングはやっていくべきだろうと。単刀直入に言うと、大きなものとどこにあるか、下流に何の影響があるかといった辺り、場所と大きさの問題を最優先にすれば、詳細な地盤調査みたいなことを伴わなくても全国的なスクリーニングは迅速に可能だと思いますので、これをまず先にやって、それをやりながら情報公開と早期避難警戒の対策、ソフト対策を打って、それでも本当にやらなくてはいけない緊急性のあるところだけにハード対策を入れていく、こういう順序がいいのかと思っています。

最後ですけれども、社会的背景としていろいろな法整備のお話がありましたが、とにかくこの話はお金と用地の両面があります。これは発注者と受注者の両方の理解が必要だと思いますので、例えば発注時のコストとして積算項目にちゃんと適切な最後の処理費用がきちんと入るような形の発注方法とか、あるいはそういったことが中間とか末端に至るまできちんと回るような業界側の理解などは必要ですので、ぜひ関係者のいろいろな声を聞く機会をつくっていただければと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

これで一当たり委員の皆さんから御発言いただきましたけれども、1点、大関委員から、土砂災害特別警戒区域内の工作物について認められるのかどうかといった御質問があったように思いますけれども、これは御回答はどこからしていただけますか。

○横山参事官 砂防部の方、入られていませんか。お答えは可能ですか。

○国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長 大丈夫です。

国土交通省の砂防計画課長の草野と申します。

大関委員から御質問のあった土砂災害特別警戒区域の規制の話ですけれども、我々、赤い地域をレッドゾーンと呼んでいます。まず新しく他人が住むような宅地の造成をするということはこのレッドゾーンでは許可を得なければできません。また、特に人が住むようなものを建てることは原則できません。単なる、例えば納屋をつくるとか、ガレージをつくるとか、そういうことは可能なのですけれども、人が住む建物をつくるのが原則できません。次に、真ん中の地滑りの絵に、家みたいものがあるのですけれども、既に家が建っているところに後から特別警戒区域がかかったようなイメージでこの絵は描いているものです。こういう場合はさすがにすぐに移転や立ち退きというわけではなくて、これらの家が例えば建て替えなどをするときには壁を厚くするとか、塀を厚くするとか、そういう強化の措置を取っていただく必要がありますということを表しております。この赤い特別警戒区域というのは、原則として新しくつくるときは家というか居室は難しいです、既存の家については建て替えのときに補強をお願いしますと、そのような規制をかけている区域になっております。

以上でございます。

○中井座長 大関委員、よろしいですか。

○大関委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○中井座長 ありがとうございます。

お約束の時間に近づいてまいりました。今日は多くの委員の皆さんから、基本的には全員の皆さんから御意見をいただいたのですが、かなり共通してお話しされていたようなところがあつたように思います。

私が今日の議論を整理するのもなんなのですけれども、大きくは、まず今の点検調査を通じて、今ある危険な盛土、危険な盛土というのはどういう盛土なのかという議論は必要ですけれども、危険な盛土に対してどうするかということ。

それから、実はなぜそういう危険な盛土が現実にあるのかということ进行分析していくことが、今後そういうものが出てこないようにどのような制度的対応をしていけばいいかということにつながりますので、危険な、あるいは危険な盛土になる候補となるような盛土が今回の点検調査の中でできるだけ効率的に、しかもそういった背景が分かるような形でまずは整理していただく作業が非常に大事なかと思いました。

その上で、事業的対応については自治体の皆さん、あるいは国でどのような対応をしていくか、あるいはもちろん原則的には製造者責任といいますか、つくった人の責任ということなのでしょうけれども、それでもなかなかうまくいかないところをどう公共でカバーしていくかがその次に出てくるのかと思えます。

それから、今後累次のそういった盛土を発生させないようにするためには、それがなぜ出来上がってしまったのかということていきますと、第1は規制の網を逃れてしまったケース、場所的な問題あるいは規模の問題で逃れてしまったということ。第2は、逃れ

なかったのだけれども、法の執行の過程でうまくいっていないという、いわゆるエンフォースメントがうまくいっていないという問題です。これは事後的な対応になればなるほど大変なので、いかに早くからうまくエンフォースメントできるかといった視点で見直していくことが必要なかと思います。第3は、基準の問題ですね。そこまでうまくいったとしても基準がちょっとおかしかったのではないかといった話。当然その中には盛土の内容というのでしょうか、何で盛ったかというそこも含まれてくるのかと思います。

もう一つ重要な視点としては、国のほうである種統一的な基準というお話がありましたけれども、一方で条例がかなりの数つくられているということでいきますと、条例はどういう背景でつくられたかというのはもう少しきっちり見ていただいて、それぞれの地域の事情、あるいは国でしっかりやるべきことをどのように仕分けていくかといった辺りも議論の対象になるのかと思いました。

それから、委員の皆さんからの直接的な御発言には今日はごさいませんでしたけれども、私から最後に、今日各府省からお集まりいただいて、みんなでこの問題を検討していきましょうということは大変評価できると思いますので、ぜひこの検討会でそれをしっかりと全省庁、関係するところを含めて議論していきたいのですが、実は検討が終わった後またみんな各府省に持ち帰ってそれぞれのところでやりますというのでは、ひょっとするとうまくいかないことが出てくるかもしれません。したがって、せっかくここでこうやって皆さんにお集まりいただいてこのような形で議論しているので、ぜひその後のいろいろな対応も全省庁的にやっていただけることをお願いしていきたいと思います。それぞれの法律で改正していただくところは改正していただくのですけれども、結局それではまたいずれかの段階で隙間ができてといったことになりかねないので、この問題については全省庁で協力して対応するというをよく考えてやっていただければと思います。

私からは以上です。

事務局から何か今日の委員の御発言に関して総体的に感想なりコメントなりがありましたらと思いますが、いかがですか。

参事官。

○横山参事官 時間も限られておりますので、最後におまとめいただいたように、どちらかという御提案というか御指導をいただいて、前向きなポイントをお示しいただきましたので、しっかり関係省庁で受け止めて、関係省庁の連絡会議という体制も取っておりますので、この有識者検討会議だけではなくて省庁全体でしっかり取り組んでいくように、座長から御指摘ありましたが、出口も含めてしっかりやりたいと思います。

個別のことで何か補足はありますか。今日御出席あるいはオンラインで入っている各省さん、よろしいですか。

では、今日のところはこういうことでとってごさいます。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。

最後に「今後のスケジュール」というものがございますので、これを事務局より御説明いただければと思います。

○横山参事官 事務局でございます。

資料8、画面に出てございますけれども、ざっと年内議論いただく場として3回ほど開催をさせていただいて、当面の取りまとめをお願いできればと思っております。第1回と第2回の間に、自治体を代表する方や業界団体等へのヒアリングを検討しております。対象団体の選定等については、関係省庁と検討して、事務局として座長とも御相談しながら、各委員にも御紹介をさせていただきたいと思っております。細かい進め方を含めて御相談させていただければと思っておりますので、御了解いただければと思います。

簡単ですが、私からは以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

この検討会は年内に取りまとめということで、3回という大変短期的なところなので、事務局からそれぞれの委員の皆さんに御意見を個別にお伺いに行くようなこともあるかもしれませんが、その際はどうぞ御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。皆さん、進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここで進行を事務局にお返しいたします。

○横山参事官 座長、ありがとうございます。

長時間にわたりまして、委員の皆様も活発な御議論をありがとうございました。

次回以降の詳細な予定を含めまして、改めて事務局より御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終わらせていただきます。ありがとうございました。